



「市政メール」や「市長への手紙」と請願法との関係について
昭和59年衆議院答弁を踏まえた野田市の見解を明らかにするよう求める陳情

1. 陳情趣旨

(1) 陳情の背景

- ①陳情者は、「市政メール」や「市長への手紙」について、憲法16条や一般法である請願法に基づいた制度であるのか「市政メール」により質問しました。結果、平成26年7月4日付で企画財政部秘書広報課と議会事務局連名により、憲法や請願法に基づいた制度ではないとする見解の回答を頂きました。
- ②同見解では、「市政メール」や「市長への手紙」は市民サービスと位置づけているとのことでした。
- ③さらに、請願書として受付けているものは地方自治法第124条に規定している議会に提出できる請願書であるとのことでした。
- ④そこで、平成26年7月5日付で市政メールにより、昭和59年衆議院「国民の請願権問題に関する質問主意書」(別紙1)と同「答弁書」(別紙2)によれば、「氏名及び住所を記載した文書であって、官公署を提出先とし、かつ、請願としての内容を備えたものは、請願書である旨を明示していないものであっても、請願書として扱うべきものと考え。」とされていることを示し再度「市政メール」にて見解を求めました。
- ⑤しかし、現在までになんの応答も無い状況が続いています。
- ⑥ちなみに、平成26年8月25日付で監査委員に提出した請願書(住民監査請求の監査結果の公表に関する請願)は迅速且つ誠実な対応を頂き平成26年10月6日付で文書により回答を頂き、また必要な措置を講じて頂きましたことを付記します。

(2) 理由

- ①陳情者は、日ごろから住所指名を明らかにした市民の市政への意見や提案の提示手段の一つである「市政メール」や「市長への手紙」に対する野田市の不誠実な対応状況に不満と憂いを持っています。
- ②これは、請願法に規定する請願書と「市政メール」及び「市長への手紙」との関係について理解が不十分であることが原因の一つではないかと考えています。
- ③「市政メール」や「市長への手紙」は憲法や請願法に基づいたものではないといった誤った認識に基づいた結果、これらが軽視され不誠実な扱いがされているのだろうと考えます。
- ④そこで、2項に示す通り陳情致します。

2. 陳情項目

市政メールや市長への手紙と請願法との関係について昭和59年衆議院答弁を踏まえた野田市の見解を明らかにするようお願い致します。

2014年11月10日

(宛先) 野田市議会議長様

(陳情者)

住所： _____
氏名： _____
電話： _____